

# 一般社団法人千葉県社会福祉士会会員の懲戒に関する規則

規則第6号

< 制定 > 平成 25 年 5 月 25 日

## （目的）

第1条 この規則は、社団法人日本社会福祉士会における倫理綱領・行動規範の遵守による本会会員の倫理性の維持・向上を目的とした苦情対応及び懲戒において、公平の観点から全国で統一的な調査及び審議を行うために基本的な事項を定めることを目的とする。

## （苦情受付）

第2条 本会に所属する正会員に対する苦情は本会で受け付ける。

## （調査・審査）

第3条 本会が受け付けた苦情は社団法人日本社会福祉士会に通知し、その調査及び審査を社団法人日本社会福祉士会に委託する。

## （処分）

第4条 本会は社団法人日本社会福祉士会が行った調査及び審査結果にもとづき懲戒処分を行う。

## （通知）

第5条 懲戒処分の結果については、本会と社団法人日本社会福祉士会の連名で苦情の申立人及び被申立人に通知する。

## （公表）

第6条 懲戒処分の公表については、本会と社団法人日本社会福祉士会の連名で行う。

## （委託契約）

第7条 第2条から第6条にかかる事項を執行するため、別途、本会と社団法人日本社会福祉士会の間で守秘義務を含む業務委託契約を結ぶ。

## （委任）

第8条 この規則に定めるほか、運営等に必要な細目事項は、理事会において別に定める。

## （改廃）

第9条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

附則

1 この規程は、制定の日から施行する。